

# 期日指定定期預金

令和2年5月11日現在

1. 商 品 名	・期日指定定期預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま
3. 期 間	・1年以上3年以内 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日から最長預入期限までの間の任意の日を指定できます。(満期日の指定をされる場合は、その1ヵ月前の応答日までに行行への通知が必要です。) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・一括お預入れ ・100円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払戻しできます。 ・預入日から1年経過後は10,000円以上1円単位で一部払い戻しもできます。 なお、一部の払い戻しを受けられる場合、お預入れ期間に応じた約定利率により利息を計算します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税	・市場金利に基づき設定した預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、預入日から解約日の前日までの日数により計算します。(1年毎の複利計算) ・20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
7. 手 数 料	・定めはありません。
8. 付加できる 特 約 事 項	・自動継続扱のものは総合口座の担保とすることができます。 なお、貸越利率は担保定期預金の2年以上の約定利率に0.50%上乗せした利率です。 ・法令に定められた条件を満たすお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算(1年毎の複利計算)した利息とともに払戻します。 ① 6ヵ月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・2年以上の約定利率×40% ただし、②の算式により計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。

<p>10. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109または03-5252-3772</li> </ul>
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</li> <li>・ 証書または通帳による取扱いができます。</li> <li>・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・ 総合口座にお預入れの場合は、満期日の到来をお知らせする「定期預金満期および中間利息お支払のご案内」は作成いたしません。</li> </ul>